

## A～G地区 景観計画区域内（景観計画重点区域を除く）の届出の必要な行為

### 1. 建築物

- (1) 「新築」で物件規模が大きいもの<表 - 1>
- (2) 「増改築等」で物件規模が大きく<表 - 1>、かつ行為規模が大きいもの<表 - 2>
- (3) 「色彩の変更」で物件規模が大きく<表 - 1>、かつ行為規模が大きいもの<表 - 3>

### 2. 工作物

- (1) 指定の工作物<表 - 4>の「新設」で物件規模が大きいもの<表 - 1>
- (2) 指定の工作物<表 - 4>の「増改築等」で物件規模が大きく<表 - 1>、かつ行為規模が大きいもの<表 - 2>
- (3) 指定の工作物<表 - 4>の「色彩の変更」で物件規模が大きく<表 - 1>、かつ行為規模が大きいもの<表 - 3>

<表 - 1> 物件規模が大きいもの	<表 - 2> 行為規模が大きいもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・物件の高さが20mを超えるもの</li> <li>または</li> <li>・建築、築造面積が1,000㎡を超えるもの</li> <li>または</li> <li>・最長部の長さが50mを超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為部分の高さが5mを超えるもの</li> <li>または</li> <li>・行為部分の床面積・築造面積が10㎡を超えるもの</li> </ul>
	<表 - 3> 行為規模が大きいもの
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為部分の面積が10㎡を超えるもの</li> </ul>
<表 - 4> 指定の工作物	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突</li> <li>・鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</li> <li>・装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</li> <li>・高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>・ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設</li> <li>・コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</li> <li>・自動車車庫の用途に供する立体的な施設</li> <li>・飼料、肥料、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する施設</li> <li>・汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設</li> <li>・電気供給又は有線電気通信のための電線路その他これらに類するもの</li> <li>・前に掲げるもののほか市長が指定するもの</li> </ul>	

### 3. 開発区域面積が300㎡以上の開発行為

建築物の建築等を目的とした区画形質の変更、切土、盛土等の行為を行うもの

## 景観計画重点区域内の届出の必要な行為

### 1. 建築物

- (1) 「新築」のすべての建築物(地下に設ける建築物の建築を除く。)
- (2) 「増改築等」で行為規模が大きいもの<表 - 5 >
- (3) 「色彩の変更」で行為規模が大きいもの<表 - 6 >

### 2. 工作物

- (1) 指定の工作物<表 - 7 >の「新設」
- (2) 指定の工作物<表 - 7 >の「増改築等」で行為規模が大きいもの<表 - 5 >
- (3) 指定の工作物<表 - 7 >の「色彩の変更」で行為規模が大きいもの<表 - 6 >

<表 - 5 > 行為規模が大きいもの	<表 - 6 > 行為規模が大きいもの
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為部分の高さが5 mを超えるもの</li> <li>または</li> <li>・行為部分の床面積・築造面積が10 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行為部分の面積が10 m<sup>2</sup>を超えるもの</li> </ul>
<表 - 7 > 指定の工作物	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高さ6 mを超える煙突</li> <li>・高さ15 mを超える鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの</li> <li>・高さ4 mを超える装飾塔、記念塔その他これらに類するもの</li> <li>・高さ8 mを超える高架水槽、物見塔その他これらに類するもの</li> <li>・ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車、飛行塔その他これらに類する遊戯施設</li> <li>・コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造施設</li> <li>・自動車車庫の用途に供する立体的な施設</li> <li>・飼料、肥料、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する施設</li> <li>・汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設</li> <li>・電気供給又は有線電気通信のための電線路その他これらに類するもの</li> <li>・前に掲げるもののほか市長が指定するもの</li> </ul>	

### 3. 開発区域面積が300 m<sup>2</sup>以上の開発行為

建築物の建築等を目的とした区画形質の変更、切土、盛土等の行為を行うもの

### 4. その他

- (1) 垣、さく、塀又は擁壁の設置で、道路その他の公共の場所から見えるもの
- (2) 高さが5 mを超える木竹の伐採で、道路その他の公共の場所から見えるもの